3 訪問看護費

i		Silve	Sale	Sale	246	Sale	24-		II 34 1	596	54-	54a	. F 54	
基本部分		注准看護師の場合	注 事業所と同一 の建物に居者30 人以上にサー ピスを行う場 合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深 夜の場合	注 2人以上による 訪問看護を行う 場合	注 1時間30分以 上の訪問看護を 行う場合	注 要介護5の者の 場合	注 特別地域訪問 看護加算	注中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算	注 緊急時訪問看 護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア 加算	注 医療保険の訪問者というできる。 注意が発生される。 注意が発生される。 注意が発生が発生が発生がある。 注意が発生が表現である。 注意が表現である。 注意が表現である。 注意が表現である。 注意が表現である。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意が表現できる。 注意がある。 注述がある。 注述が と 注述が と と と う と と と と と と と と と と と と と と と
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (318単位)	×90/100	×90/100	茨蘭又は単朝の 場合 + 25/100 深夜の場合 + 50/100	30分未通の 場合 + 254単位 30分以上の 場合 + 402単位			+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	フき 単位 「I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡自及び 死亡日前1日以上 が20年2月以上 行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (474単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (834単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)					+300単位								
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (256単位)													
	(2) 30分未満 (383単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)										+290単位			
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)					+300単位					:			
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)		准看護師に よる訪問が 1回でもある 場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問者能ステー ション の場合 +540単位 病院又は 診療所の場合 +290			97単位
- 初回加算 (1月につき +300単位)														
木 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
へ 看護·介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
イ及び口を算定する場合 (1回につき 6単位を加算)														

[:] 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 医療養機等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)